# 町田市立鶴間小学校安全委員会規約

### 1. 名称と目的

- (1) この会の名称を 町田市立鶴間小学校 安全委員会 とする。
- (2) 安全委員は保護者と地域の意見や要望をまとめ、学校と学級代表者会と協力して児童の安全を図る。
- (3) 学校と学級代表者会と密接な連絡をとり、児童の安全な通学のため協力する。
- (4) この会の所在地を東京都町田市鶴間 4-17-1に置く。設立日は平成18年4月28日である。

### 2. 組織

- (1) 安全委員会は本校の学級代表者会会員で構成する。
- (2) 安全委員会は、各学年からその学級数に1名を加えた人数を選出する。
- (3) 安全委員会には、委員長2名・副委員長2名・書記4名・会計1名・会計監査1名の役員をおく。
- (4) 役員は安全委員会で互選する。
- (5) 各委員の任期は4月より翌3月とする。
- (6) 学校側より、副校長が担当する。
- (7) 安全委員会における三役は委員長・副委員長・書記・会計とする。

## 3. 運営

- (1) 安全委員会は、必要に応じ随時会合を開くことができる。
- (2) 安全委員会は、会議形態や開催場所を問わず、会合を開くことができる。
- (3) 運営にあたっては、学級の保護者等で充分に話し合い、意向を反映させる。

#### 4. 活動内容

- (1) 通学路の安全に関すること。
- (2) 地域防犯パトロールの方との親睦を図り、連携がとれるようにする。
- (3) 学校行事等への協力。
- (4) その他、必要と認められること。

#### 5. 運営費

(1) 運営費は安全委員会にて予算を立て、学級代表者会で承認を得た金額を運営費とする。

## 6. 雑則

- (1) 規約を変更する場合は安全委員会の三分の二以上の賛成票で可決、その後学級代表者会会員の三分の二 以上の賛成票を得て執行できるものとする。
- (2) 安全委員長は次年度以降の役員選出を免除される。
- (3) 安全副委員長・書記・会計は次年度以降の学級代表者会・安全委員会の三役選出を免除される。
- (4) 2.組織(1)及び、6.雑則(1)の学級代表者会会員とは、上位組織である学級代表者会規則で定められ、学級代表者会規則内で名称変更がある場合、これに連動し本規約内名称変更を行うものとする。

#### 附則

(1) この規約は2.組織(3)を令和6年4月1日、これ以外を即日施行とする。

平成26年 4月 1日一部改定

平成29年 2月21日一部改訂

平成30年 4月 1日一部改訂

平成31年 4月 1日一部改定

令和 2年12月10日一部改定

令和 4年 3月 1日一部改定

令和 4年12月21日一部改定

令和 5年11月15日一部改定